

令和7年10月3日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

岡本建設株式会社 北海道北見市無加川町404-7

令和7年10月3日～令和7年11月2日（1ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である岡本建設（株）は、北海道発注の工事において元請負人であったが、1次下請負人がその請負った建設工事を個人事業主に請負わせたにもかかわらず、1次下請負人の作業員として施工体制台帳に記載されていたことに気づかないまま、施工体制台帳等を発注者に提出した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月29日、北海道知事から監督処分（指示処分）を受けた。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

#### 競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上